

平成29年11月30日
規則第3号

熊本県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合債権管理条例(平成29年条例第4号。以下「債権管理条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則に特別の定めがあるものを除き、この規則において使用する用語は、債権管理条例において使用する用語の例による。

(台帳の記載事項)

第3条 債権管理条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債務者の氏名又は名称、債権の金額その他債権の概要
- (2) 納付状況
- (3) 経過記録
- (4) 担保(保証人の保証を含む。以下同じ。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

2 債権管理条例第6条の台帳の標準的な様式は、様式第1号のとおりとする。

(督促)

第4条 債権管理条例第7条の規定による督促は、督促状(様式第2号)を履行期限の翌日から起算して原則として20日以内に債務者に送付することにより行うものとする。

2 法令等に特別の定めがある場合を除き、前項の督促を行う場合に指定すべき期限は、当該督促を行う日の翌日から起算して原則として10日以内の日とする。

(強制執行等の措置をとるまでの期間)

第5条 債権管理条例第9条の相当の期間は、1年とする。

(債権の履行期限の繰上げの手續)

第6条 債権管理条例第10条の規定による履行期限の繰上げは、民法(明治29年法律第89号)第137条の規定その他の法令の規定又は約定により、これを行うことができる場合に行うものとする。

2 法令等に特別の定めがある場合を除き、債権管理条例第10条の規定による通知は、履行期限繰上通知書(様式第3号)を送付することにより行うものとする。

(債権の申出等)

第7条 法令等に特別の定めがある場合を除き、債権管理条例第11条第1項の配当の

要求その他債権の申出は、次に掲げる事由が生じたことを知った場合において行うものとする。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- (6) 債務者である法人が解散したこと。
- (7) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
- (8) 第4号から前号までに掲げる場合のほか、債務者の総財産について清算が開始されたこと。

2 広域連合長は、その管理に属する広域連合の債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止の手続)

第8条 債権管理条例第12条の相当の期間は、1年とする。

2 広域連合長は、徴収停止の措置をとった後の事情の変更等により、当該措置を維持することが不適当となったことを知ったときは、直ちに、当該措置を取りやめなければならない。

(履行延期の特約等の手続)

第9条 債権管理条例第13条第1項の規定による履行延期の特約又は処分は、債務者からの履行延期申請書(様式第4号)による申出又は申請に基づいて行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申出又は申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、承認又は不承認の決定をし、履行延期承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により債務者に通知するものとする。

3 前項の場合において申出又は申請の内容を確認するため必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その承諾を得てその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める等必要な調査を行うものとする。

4 広域連合長は、第1項の規定により履行延期の特約又は処分をする場合には、次に掲げる事項を内容とする条件を付するものとする。

- (1) 担保の提供に関する事(担保の提供をすることができない特別の事情があると広域連合長が認める場合を除く。)
- (2) 債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるときは、当該延長に係る履行期限を繰り上げ

ることができること。

(免除の手續)

第10条 債権管理条例第14条第1項又は第2項の規定による免除は、債務者からの債務免除申請書(様式第6号)による申請に基づいて行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請があったときは、遅滞なくその内容を審査し、免除の可否の決定をし、債務免除決定通知書(様式第7号)により債務者に通知するものとする。

(債権の放棄)

第11条 債権管理条例第15条第1項第3号の相当の期間は、3年とする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、広域連合の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。

2 第4条の規定は、この規則の施行の日以後に履行期限が到来する債権に係る督促について適用し、同日前に履行期限が到来する債権に係る督促については、なお従前の例による。

債権管理台帳

1 債権の概要

| | | | |
|------------|------|------|-----|
| 債権の種類 | | 消滅時効 | 年 |
| 債権の名称 | | | |
| 債務者の住所 | (〒) | 電話番号 | — — |
| 債務者の氏名又は名称 | | | |
| 調定額（債権金額） | 円 | | |
| 初回調定年度 | 年度 | | |
| 納入通知 | 番号 | | |
| | 発付日 | 年 | 月 日 |
| | 納期限 | 年 | 月 日 |
| その他 | | | |

2 納付状況

| No. | 納付年月日 | 納付額 | 納付額累計 | 未納額 |
|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 | 円 |

3 経過記録

| | | | | |
|--------------|---|--|-----|-------|
| 督促年月日 | 年 月 日 (時効完成日 年 月 日) | | | |
| 債務承認 | 年 月 日 (時効完成日 年 月 日) | | | |
| 遅延損害金(利率) | 年利 % | | | |
| 債務名義取得 | 種類 | | 取得日 | 年 月 日 |
| 強制執行 | 年 月 日 | | | |
| 債務者の資力に関する記録 | | | | |
| その他の経過記録 | | | | |
| 備考 | その他の経過記録欄への記載事項の例 (1) 債務者との面談、電話催告等の内容に関する事項 (2) 緩和措置(徴収停止、履行延期の特約等)に関する事項 (3) 保全措置(履行期限の繰上げ、保全処分、債権の申出等)に関する事項 (4) 債権の免除又は放棄に関する事項 | | | |

4 物的担保及び保証人

(1) 物的担保

| 種類又は銘柄 | 所在地 | 数量 | 評価額 | 備考 |
|--------|-----|----|-----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(2) 保証人

| 氏名 | 住所 | 単純保証人又は連帯保証人 | 保証金額 | 備考 |
|----|----|--------------|------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

備考

- 1 各記載事項が複数ある場合は、適宜欄を追加することができる。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第2号（第4条関係）

督促状

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称 様

熊本県後期高齢者医療広域連合長

印

次の金額を指定期限までに必ず納付（納入）してください。

指定期限までに納付（納入）しない場合には、強制執行等を受けることがあります。

| | |
|---------------|-----------|
| 債権の名称 | |
| 滞納金額 | 年 月（期）分 円 |
| 履行期限 | 年 月 日 |
| 指定期限 | 年 月 日 |
| 納付（納入）の方法及び場所 | |
| その他 | |

この書状が届く前に納付されている場合は、行き違いですからご了承ください。

備考

- 1 審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項について教示が必要な場合は、これを記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第3号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

熊本県後期高齢者医療広域連合長 印

履行期限繰上通知書

下記のとおり、履行期限を繰り上げたので、熊本県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第10条の規定により通知します。

記

| | |
|----------------|-------|
| 債権の名称 | |
| 債権総額(①+②+③) | 円 |
| これまでに納付された額(①) | 円 |
| 繰上げ前の未納額(②) | 円 |
| 繰り上げる額(③) | 円 |
| 繰上げ後の納期限 | 年 月 日 |
| 繰上げ後の支払総額(②+③) | 円 |
| 納付(納入)の方法及び場所 | |
| 履行期限を繰り上げる事由 | |

備考

- 1 審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項について教示が必要な場合は、これを記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第4号（第9条第1項関係）

履行延期申請書

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長（宛）

| | | |
|-----|---------|---------|
| 申請者 | 住所又は所在地 | (電話番号) |
| | 氏名又は名称 | 印 |

次のとおり履行延期を申請します。

| | |
|-----------------|-----------|
| 債務の名称 | |
| 債務の金額 | 年 月(期)分 円 |
| 希望する延期後の履行期限 | 年 月 日 |
| 履行期限の延期を必要とする理由 | |
| その他 | |

備考

- 1 履行延期を必要とする事実を証明する書類を添付すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第5号（第9条第2項関係）

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

様

熊本県後期高齢者医療広域連合長 印

履行延期承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けの履行延期の申請につきまして、次のとおり承認（不承認）と決定しましたので通知します。

| | | |
|-----------|-------------|--|
| 債 権 の 名 称 | | |
| 決 定 の 内 容 | | <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 |
| 承認の場合 | 債 権 の 金 額 | 年 月（期）分 円 |
| | 延期後の履行期限 | 年 月 日 |
| 不承認の場合 | 不 承 認 の 理 由 | |
| そ の 他 | | |

備考

- 1 審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項について教示が必要な場合は、これを記載すること。
- 2 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

債務免除申請書

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長（宛）

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|-------------------|-------|
| 債 務 の 名 称 | |
| 免 除 を 求 め る 額 | 円 |
| 履 行 延 期 決 定 通 知 日 | 年 月 日 |
| 免 除 を 求 め る 理 由 | |

備考

- 1 「免除を求める理由」欄には、免除を必要とする理由を詳しく記入すること。
- 2 免除を必要とする事実を証明する書類を添付すること。
- 3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

債務免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付で申請のありました債務の免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

| | |
|-----------------|--|
| 決定の内容 | <input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 免除しない |
| 免除する額 | 円 |
| 免除しない場合 その理由 | |

備考

- 1 審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項について教示が必要な場合は、これを記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。